

提案第 9 号

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 健康手帳の交付については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。
- 2 成人の基本健康診査事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 歯周病検診事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 骨密度検査、がん検診の負担金については、1市2町の実態を勘案し、見直すものとする。
- 5 産後ケア事業については、平成17年度から中島郡祖父江町の制度を実施する。
- 6 予防接種事業については、ポリオ、BCGを除いた乳幼児の三種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん及び風しんは、個別接種とする。
- 7 訪問指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び療育支援事業等については、稲沢市の制度を基に合併時に再編する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 8 保健衛生事業の取扱い
調整の内容	<p>保健衛生事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康手帳の交付については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。 2 成人の基本健康診査事業については、稲沢市の制度に統一する。 3 歯周病検診事業については、稲沢市の制度に統一する。 4 骨密度検査、がん検診の負担金については、1市2町の実態を勘案し、見直すものとする。 5 産後ケア事業については、平成17年度から中島郡祖父江町の制度を実施する。 6 予防接種事業については、ポリオ、BCGを除いた乳幼児の三種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん及び風しんは、個別接種とする。 7 訪問指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び療育支援事業等については、稲沢市の制度を基に合併時に再編する。

【提案理由】

<ol style="list-style-type: none"> 1 健康手帳の交付が定められてない世代においても、自分の健康に関心を持ち、健康増進に向けた自主的な努力を促進する必要があるためである。 2 健康診査事業については、健康増進法の趣旨に基づき集団健診を継続し、健康の増進に役立てるためである。 3 歯周病検診事業については、住民サービスを勘案し、年齢制限のない検診体制を可能とするためである。 4 骨密度検査、がん検診については、適正な負担を求めつつ市民の健康の増進を図るためである。 5 産後ケア事業については、少子化及び核家族化の視点から、子供を産み育てやすい環境の整備を図るためである。 6 予防接種については、個別接種を導入することにより、接種日を選択できるよう住民サービスの向上を目的とするものである。 7 訪問指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び療育支援事業等については、1市2町の実態等を勘案し、適切な実施を図るためである。

【法令・取扱通知等】

老人保健法（昭和57年法律第80号）

第13条 健康手帳は、健康診査の記録その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付するものとする。

第14条 健康教育は、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育とする。

第15条 健康相談は、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言とする。

第16条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。

第18条 機能訓練は、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練とする。

第19条 訪問指導は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導とする。

結核予防法（昭和26年法律第96号）

第4条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下「事業者」という。）学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第1項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第21条 前条第2項各号の保護者がいないとき又はこれらの保護者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

第46条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

第47条

4 市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）は、第1項及び第2項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

母子保健法（昭和40年法律第141号）

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集团的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき第19条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなった後においても、継続することができる。

第14条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

第15条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

第16条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

第17条 第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診察を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診察を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

予防接種法（昭和23年法律第68号）

第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「1類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。この法律において「1類疾病」とは、次に掲げるものをいう。

1．ジフテリア

2．百日せき

3. 急性灰白髄炎
4. 麻疹
5. 風しん
6. 日本脳炎
7. 破傷風

8. 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「2類疾病」という。）は、インフルエンザとする。

第3条 市町村長は、1類疾病及び2類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（第9条において「保健所を設置する市」という。）にあっては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

3 前項の規定による指定があつたときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

第6条 都道府県知事は、1類疾病及び2類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

第11条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第13条に定めるところにより、給付を行う。

第12条 1類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は2類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

1. 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者
 2. 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
 3. 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
 4. 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
 5. 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者
- 2 2類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。
1. 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
 2. 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
 3. 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
 4. 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
 5. 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

第14条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことがで

きる。

2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）

第5条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）

第5条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
健康手帳の交付	満40歳以上の一般住民 保健事業実施時に交付 交付場所…保健センター 75歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所…保険年金課	～74歳 保健事業実施時に交付 交付場所…保健センター 75歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所…町民課	～74歳 保健事業実施時に交付 交付場所…平和らくらくプラザ 75歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所…町民課	中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。
健康教育	健康ライフ講座 対象者…(1)40歳以上の生活習慣病・骨粗しょう症・ストレス予防に関心のある方 (2)40歳未満で貧血・高脂血症予防に関心のある方 実施回数…(1)2コース(1コース3回) (2)1回 糖尿病予防教室 対象者…糖尿病に関心がある方 実施回数…1コース(3回) わくわく教室(肥満予防) 対象者…肥満度(BMI)が25以上の方 実施回数…1コース(8回) 中高年の健康教室 対象者…40歳以上の一般住民 実施回数…2コース(1コース4回) はつらつ教室 対象者…満60歳以上の市民 実施回数…2コース(1コース10回) 場所…地区公民館 出前講座 対象者…一般住民 実施回数…随時 場所…地区公民館・老人憩いの家等 ～の場所 保健センター	いきいき健康教室 対象者…生活習慣病・高脂血症・糖尿病・高血圧予防・運動に関心のある方 実施回数…6回 場所…保健センター 健康講座 対象者…一般住民 実施回数…12回 場所…保健センター 老人クラブ依頼による講座 対象者…一般住民 実施回数…随時 場所…地区公民等	いきいき健康教室 対象者…生活習慣病予防に関心がある方 実施回数…3コース(1コース7～9回) 場所…平和らくらくプラザ・総合体育館・あいち健康プラザ等) らくらくエクササイズ 対象者…一般住民 実施回数…6回(1教室9回シリーズ) 場所…平和らくらくプラザ 老人クラブ等の依頼による講座 対象者…一般住民 実施回数…年6回～10回 場所…平和らくらくプラザ・地区公民館等	合併時に再編する。 ただし、合併年度については、現行のとおりとする。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
健康相談	健康相談 対象者...一般住民 実施方法...(1)健康に関する相談 (2)栄養に関する相談 実施期間...(1)毎週水曜日・月2回 医師による相談 (2)毎週月曜日 場所...保健センター 老人健康相談(一般・歯科) 対象者...一般住民 実施期間...年44回 場所...老人福祉センター	健康相談 対象者...一般住民 実施方法...健康・栄養・精神に関する 相談 実施期間...毎週火・金曜日・月1回医 師による相談 場所...保健センター	総合健康相談 対象者...一般住民 実施方法...健康・栄養に関する相談 実施期間...年12回・老人クラブの依 頼時5~10回 場所...平和らくらくプラザ・地区公民 館等 成人歯科健康相談 対象者...健康診査受診者 実施期間...1回 場所...平和らくらくプラザ	合併時に再編 する。 ただし、合併 年度について は、現行のとおりとする。
基本健康診査	集団 対象者...40歳未満の市民 実施回数...年8回 場所...保健センター 医療機関 対象者...40歳以上の市民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 40歳健診 対象者...満40歳の市民 実施回数...年6回 場所...保健センター	集団 対象者...一般住民 実施回数...年5回(夜間、休日有り) 場所...保健センター 医療機関 対象者...35歳以上の一般住民 実施期間...5~8月 場所...指定医療機関	集団 対象者...一般住民 実施回数...年4回 場所...平和らくらくプラザ 医療機関 対象者...40歳以上の一般住民 実施期間...5~7月 場所...指定医療機関 ミニドック 対象者...40・45・50歳 実施回数...年2回 場所...平和らくらくプラザ	稲沢市の制度 に統一する。
歯周病検診	対象者... 一般住民 40歳 50歳の女性健康診査 実施回数... 年12回 年6回 年3回 場所...保健センター	対象者...35歳以上 実施期間...5~8月 場所...町内歯科医療機関	対象者... 一般住民 いきいき教室参加者 実施期間...年1回 場所...平和らくらくプラザ	当分の間の実 施は集団での対 応とし、合併時に 再編する。 ただし、合併年 度については、現 行のとおりとす る。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
骨密度検査	<p>対象者・・・ 40歳・50歳健康診査 15歳以上の一般住民</p> <p>実施方法・・・MD法</p> <p>実施回数・・・年6回 年1回</p> <p>場所・・・保健センター</p> <p>負担金...500円</p>	<p>対象者・・・乳がん検診受診者（30歳以上）</p> <p>実施方法・・・超音波</p> <p>実施回数・・・年13回</p> <p>場所・・・保健センター</p> <p>負担金...無料</p>	<p>対象者・・・ミニドック受診者 30歳以上の一般住民</p> <p>実施方法・・・超音波</p> <p>実施回数・・・年2回</p> <p>場所・・・平和らくらくプラザ</p> <p>負担金...500円</p>	<p>合併時に再編する。</p> <p>ただし、合併年度については、現行のとおりとする。（負担金については500円に統一する）</p>
肝炎ウイルス検診	<p>対象者... 節目検診 要指導者</p> <p>実施期間...5~7月</p> <p>場所...指定医療機関</p>	<p>対象者...35歳以上</p> <p>実施機関...5~8月</p> <p>場所...指定医療機関</p>	<p>対象者... 節目検診 要指導者</p> <p>実施期間...5~7月</p> <p>場所...指定医療機関・平和らくらくプラザ</p>	<p>稲沢市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併年度については、現行のとおりとする。</p>
訪問指導	<p>対象者...一般住民</p> <p>実施方法...随時、保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士による訪問</p>	<p>対象者...一般住民</p> <p>実施方法...随時、保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問</p>	<p>対象者...一般住民</p> <p>実施方法...随時、保健師・栄養士・による訪問</p>	<p>稲沢市の制度に統一する。</p> <p>ただし、合併年度については、現行のとおりとする。</p>
がん検診	別紙1のとおり	別紙1のとおり	別紙1のとおり	<p>合併時に再編する。</p> <p>負担金については稲沢市の制度に統一し、乳がんについては平和町に合わせる。</p> <p>ただし、合併年度については現行どおりとする。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
機能訓練	対象者...概ね 65 歳以上の者 実施方法...保健師・運動指導員・歯科衛生士・ボランティアによる機能訓練 実施期間...2 コース (1 コース月 2 回) 場所...地区公民館・老人憩いの家	対象者...脳卒中等で心身機能の低下している方 実施方法...保健師・作業療法士・理学療法士による機能訓練 実施期間...月 1~2 回 場所...保健センター	対象者...40 歳以上で心身機能低下及び閉じこもりの恐れがあり、介護保険によるサービスを利用していない者 実施方法...保健師・作業療法士・理学療法士による機能訓練 実施期間...月 1~2 回 場所...平和らくらくプラザ	合併時に再編する。 ただし、合併年度については、現行のとおりとする。
精神保健事業	精神保健相談 対象者...一般住民 実施期間...随時 場所...保健センター 精神訪問指導 対象者...一般住民 実施期間...随時 精神障害者保護者同意 実施期間...随時	精神保健相談 対象者...一般住民 実施期間...随時 場所...保健センター 精神訪問指導 対象者...一般住民 実施期間...随時 精神障害者保護者同意 実施期間...随時	精神訪問指導 対象者...一般住民 実施期間...随時	合併時に再編する。 ただし、合併年度については、現行のとおりとする。
母子健康手帳の交付	交付場所...保健センター・市民課・各市民センター 計 9 箇所	交付場所...保健センター	交付場所...平和らくらくプラザ	現行のとおり実施する。
妊婦乳児健康診査	妊婦健康診査 2 回(無料) 乳児健康診査 2 回(無料) 場所 県内の医療機関	妊婦健康診査 2 回(無料) 乳児健康診査 2 回(無料) 場所 県内の医療機関	妊婦健康診査 2 回(無料) 乳児健康診査 2 回(無料) 場所 県内の医療機関	現行のとおり実施する。
乳幼児健康診査	4 か月児健康診査 対象者 満 4 か月児 1 歳 6 か月児健康診査 対象者 満 1 歳 6 か月児 3 歳児健康診査 対象者 満 3 歳児 経過観察児健康診査 対象者 各種健康診査・相談等で経過観察を要する児 回数 ...年 24 回 ...12 回 場所 ...保健センター	4 か月児健康診査 対象者 3 から 4 か月児 1 歳 6 か月児健康診査 対象者 満 1 歳 6 か月児 3 歳児健康診査 対象者 満 3 歳児 6・7 か月児健康診査 対象者 6・7 か月児 回数 ...年 12 回 場所 ...保健センター	4 か月児健康診査 対象者 3 から 4 か月になる児 1 歳 6 か月児健康診査 対象者 その月に満 1 歳 6 から 7 か月になる児 3 歳児健康診査 対象者 その月に満 3 歳から 3 歳 1 か月になる児 回数 ...年 6 回 場所 ...平和らくらくプラザ	合併時に再編する。 合併年度については、現行のとおりとする。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
乳幼児歯科相談	実施していない	対象者 乳幼児 回数 年 12 回 場所 保健センター	実施していない	稲沢市の制度に統一する。 ただし、合併年度については、現行のとおりとする。
歯科健診・フッ素塗布	<p>幼児歯科健診（フッ素塗布） 対象者 満 1 歳から就学前 1 歳 3 か月児歯科健診 対象者 その月に 1 歳 3 か月になる児 1 歳 6 か月児・3 歳児健診時フッ素塗布 対象者 1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診受診者の内希望者 回数 ...年 12 回 ...年 48 回 場所 ...保健センター 自己負担 680 円</p>	<p>幼児歯科健診（フッ素塗布） 対象者 1 歳 5 か月児から就学前児 回数 年 12 回 場所 保健センター 自己負担 680 円</p>	<p>幼児歯科健診（フッ素塗布） 対象者 就学前児 1 歳児歯科健診 対象者 前月に 1 歳児になった子 回数 ...年 11 回 場所 ...平和らくらくプラザ 自己負担 720 円</p>	<p>合併時に制度を再編する。 フッ素塗布の自己負担は、700 円とする。 合併年度については、現行のとおり。</p>
健康教育（母子）	<p>初妊婦教室 対象者 初妊婦 回数 毎週月曜日 ママパパ教室 対象者 妊婦及び家族 回数 月 2 回 妊婦栄養教室 対象者 妊娠 5 から 7 か月頃の妊婦 回数 年 6 回 離乳食教室 対象者 5 か月頃の児を持つ親 回数 年 12 回 場所 保健センター</p>	<p>母親教室 対象者 妊婦及び家族 回数 前期 3 回後期 3 回 場所 保健センター</p>	<p>パパママ教室 対象者 妊婦とその夫 回数 年 12 回（1クール3回） つくしクラブ 対象者 6 から 10 か月児を持つ親 回数 年 12 回（1クール2回） 場所 ...平和らくらくプラザ</p>	<p>合併時に再編する。 合併年度については、現行のとおりとする。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
健康相談（母子）	回数 毎週水曜日 場所 保健センター	回数 年 12 回 場所 保健センター	回数 年 23 回 場所 平和らくらくプラザ	合併時に再編する。 合併年度については、現行のとおりとする。
子育て支援	すくすく広場 回数 年 12 回 場所 保健センター	ひよこ教室 回数 年 52 回 場所 中央児童館	すくすく広場 回数 年 23 回 場所 平和らくらくプラザ	合併時に再編する。 合併年度については、現行のとおりとする。
訪問指導（母子）	新生児訪問（助産師による） 対象者 生後 2 か月未満児（里帰りの方は、生後 4 週間以内） 訪問回数 1 回ないし 2 回程度（里帰りの方は、1 回）	新生児訪問（助産師による） 対象者 新生児のうち希望者・産婦 訪問回数 1 回程度	新生児訪問（保健師による） 対象者 新生児のうち希望者・産婦 訪問回数 1 回程度	合併時に再編する。 合併年度については、現行のとおりとする。
療育相談	2 歳児相談 対象者 言語発達・精神発達・社会性の発達に遅れがあると思われる児とその保護者 回数 年 6 回 場所 保健センター 育児教室 対象者 言語発達・精神発達・社会性の発達に遅れがあると思われる児とその保護者、また育児不安のある児と保護者 回数 年 12 回 場所 保健センター	バンビ教室 対象者 言語発達・精神発達・社会性の発達に遅れがあると思われる児とその保護者、また育児不安のある児と保護者 回数 年 18 回 場所 保健センター	こぐま教室 対象者 言語発達・精神発達・社会性の発達に遅れがあると思われる児とその保護者、また育児不安のある児と保護者 回数 年 11 回 場所 平和らくらくプラザ	合併時に再編する。 合併年度については、現行のとおりとする。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
産後ケア事業	実施していない	対象者：出産後に不安の高い母子 利用期間：7日以内 実施場所：委託医療機関	実施していない	中島郡祖父江町の制度を実施する。 合併年度については、現行のとおりとす。
予防接種	別紙2のとおり	別紙2のとおり	別紙2のとおり	合併時に制度を再編する。 合併年度については現行のとおりとす。
献血	回数：9回/年 場所：市民センター、市内スーパー、健康フェスティバル会場等	回数：12回/年 場所：各小学校、町内スーパー等	回数：3回/年 場所：平和らくらくプラザ、へいわまつり会場	実施方法は稲沢市に合わせる。 なお、場所については、現行どおり継続する。
関係施設	施設名：稲沢市保健センター	施設名：祖父江町保健センター	施設名：平和らくらくプラザ保健ゾーン	実施施設においては現行のとおりに継続とする。 実施事業などは新市において再編する ただし、合併年度は現行のとおりとす。

別紙1 がん検診

項目	稲沢市	祖父江町	平和町
胃がん	(集団)対象者 40歳以上 実施回数 年12回 負担金 500円	(集団)対象者 40歳以上 実施回数 年4回 負担金 500円	(集団)対象者 40歳以上 実施回数 年3回 負担金 500円
	(医療機関)対象者 40歳以上 実施期間 8~10月 負担金 1,000円	(医療機関)対象者 40歳以上 実施期間 8~10月 負担金 1,000円	(医療機関)対象者 40歳以上 実施期間 8~10月 負担金 1,000円
子宮がん	(医療機関)対象者 30歳以上 実施期間 5~7月 負担金 1,000円	(医療機関)対象者 30歳以上 実施期間 5~12月 負担金 1,000円	(医療機関)対象者 30歳以上 実施期間 5~7月 負担金 1,000円
		(集団)対象者 30歳以上 実施回数 年8回 負担金 400円	
乳がん	(集団)対象者 30歳以上 実施回数 年12回 負担金 1,700円	(集団)対象者 30歳以上 実施回数 年13回 負担金 100円	(集団)対象者 30歳以上 実施回数 年4回 負担金 1,000円
大腸がん	(集団)対象者 40歳健診受診者 実施回数 年6回 (医療機関)対象者 40歳以上 実施期間 5~7月 集団・医療とも負担金 500円	(集団)対象者 40歳以上 実施回数 年13回 (医療機関)対象者 40歳以上 実施期間 5~10月 集団・医療とも負担金 0円	(集団)対象者 40歳以上 実施回数 年6回 (医療機関)対象者 40歳以上 実施期間 8~10月 集団・医療とも負担金 300円
肺がん	(集団)対象者 40歳未満 実施回数 年8回 (医療機関)対象者 40歳以上 実施期間 5~7月 (40歳)対象者 40歳健診受診者 実施回数 年6回 集団・医療とも負担金 500円 集団の場所は保健センター、医療機関については指定医療機関	(集団)対象者 一般住民 実施回数 年5回 (医療機関)対象者 35歳以上 実施期間 5~8月 集団・医療とも負担金 700円 集団の場所は保健センター、医療機関については指定医療機関	(集団)対象者 40歳以上 実施回数 年4回 集団負担金 400円 集団の場所は平和らくらくプラザ

別紙2 予防接種

項目	稲沢市	祖父江町	平和町
ツベルクリン・BCG	対象者 生後3か月から4歳未満児 実施方法 集団接種 実施回数 年24回 場 所 保健センター	対象者 4歳未満児まで 実施方法 集団接種 実施回数 年4回 場 所 保健センター	対象者 生後3か月から4歳未満児 実施方法 集団接種 実施回数 年3回 場 所 平和らくらくプラザ
ポリオ	対象者 生後3か月から90か月未満児 実施方法 集団接種 実施回数 年18回 場 所 保健センター	対象者 生後3か月から90か月未満児 実施方法 集団接種 実施回数 年6回 場 所 保健センター	対象者 生後3か月から90か月未満児 実施方法 集団接種 実施回数 年4回 場 所 平和らくらくプラザ
三種混合	対象者 生後6か月から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 市内委託医療機関	対象者 生後3か月から90か月未満児 実施方法 集団接種 実施回数 年13回 場 所 保健センター	対象者 生後3か月から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 町内委託医療機関
二種混合	対象者 小学校6年生 実施回数 14回 場 所 各小学校	対象者 小学校6年生 実施回数 6回 場 所 各小学校	対象者 小学校6年生 実施回数 3回 場 所 各小学校
日本脳炎 (小中学校)	対象者 小学校4年生・中学校3年生 実施回数 21回 場 所 各小中学校	対象者 小学校4年生・中学校3年生 実施回数 7回 場 所 各小中学校	対象者 小学校4年生・中学校3年生 実施回数 4回 場 所 各小中学校
日本脳炎	対象者 満3歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 市内委託医療機関	対象者 満3歳から90か月未満児 実施方法 集団接種 実施回数 年10回 場 所 保健センター	対象者 満3歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 町内委託医療機関
麻しん	対象者 満1歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 市内委託医療機関	対象者 満1歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 町内委託医療機関	対象者 満1歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 町内委託医療機関
風しん	対象者 満1歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 市内委託医療機関	対象者 満1歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 町内委託医療機関	対象者 満1歳から90か月未満児 実施方法 個別接種 実施時期 通年 場 所 町内委託医療機関
高齢者 インフルエンザ	対象者 満65歳以上、但し満60歳から64歳で認められた者も含む 実施方法 個別接種 実施時期 11・12月頃 場 所 市内委託医療機関 自己負担 1,000円	対象者 満65歳以上、但し満60歳から64歳で認められた者も含む 実施方法 個別接種 実施時期 11・12月頃 場 所 町内委託医療機関 自己負担 1,000円	対象者 満65歳以上、但し満60歳から64歳で認められた者も含む 実施方法 個別接種 実施時期 11・12月頃 場 所 町内委託医療機関 自己負担 1,000円

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	予防接種、結核検診、がん検診、歯科健診については、現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 母子保健については、現行の内容を基準に新市において調整し実施する。
	さいたま市 (13.5.1)	公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。
	静岡市 (15.4.1)	保健衛生事業については、合併時まで、保健所業務を中心とした中核市移譲業務の円滑な実施体制を確立するとともに、両市それぞれの実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整するものとする。
	周南市 (15.4.21)	妊婦健康診査については、公費による実施は、前期、中期、後期の3回とし、住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により2回追加実施する。超音波検査については35歳以上1回とする。 乳児健康診査は現行のまま新市に引き継ぐ。 幼児健康診査については、1歳6か月児健診は新南陽市、鹿野町の例により調整する。歯科医師の体制が整えば、歯科の個別健診も検討する。 2歳児健診は廃止する。 3歳児健診は現行のまま新市に引き継ぐ。 集団健診の場所、回数は新市移行後、健診者の人数を基本に調整する。 成人健康診査は新南陽市、鹿野町の例により調整する。
編入合併	呉市 (15.4.1)	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。
	新居浜市 (15.4.1)	保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。
	新発田市 (15.7.7)	2ヶ月児に対する家庭訪問については、第1子に限り実施する。 精神障害者医療費助成については、合併後、新市において新制度を検討する。新制度適用までの間は、豊浦町の現行制度適用者で、豊浦地区に住所を有するものについては、継続して助成する。
	田原市 (15.8.20)	在宅当番医制度は、新市において医師会・歯科医師会と調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 その他保健衛生に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。